

○薬局を管理する専任薬剤師について

(昭和三二年一二月四日)

(広薬第七六〇号)

(厚生省薬務局薬事課長あて広島県衛生部長照会)

右のことについては昭和二十四年二月八日付薬発第一九三号をもつて薬務局長より愛知県知事あて回答によれば、薬剤師であり、且つ歯科医師である者が薬局並びに歯科診療所を併設する場合、薬局の管理の責任を果しうると認められる場合には併設しても差し支えない趣旨であるが、現在本県においても左記の通り同様の事例が発生したので一応貴意を伺いたい。

記

薬局の開設者であり且つ管理をしている薬剤師が灸師の免許を有しているのを利用し、灸療院を併設したい希望を持っているがこれを認めても差し支えないか。

(昭和三二年一二月一九日 薬事第一四九七号)

(広島県衛生部長あて厚生省薬務局薬事課長回答)

十二月四日広薬第六七〇号をもつて照会のあつた標記については、貴見のとおり解して差し支えないが、薬局の管理上遺憾なきを期するよう適切に指導監督されたい。